

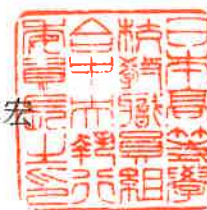
2023年6月5日

立憲民主党

代表 泉 健太 様

日本高等学校教職員組合

中央執行委員長 小野山 享宏



要 望 書

平素より、私たち日高教の取り組みに格段のご理解を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、現在、高校をはじめとした学校現場では、Society5.0の到来やグローバル化などの社会構造の大きな変化に対応したカリキュラムマネジメントや、地域が抱える諸課題を解決するために学校・地域が一丸となった取り組みなど、「新時代に対応した教育」が進められています。これらの取り組みを促進し、高校・中等教育学校及び特別支援学校（以下、高校等とする）において「児童生徒一人ひとりに充実した教育」を保障するためには、教育関係予算の大幅な増額とともに、教職員定数や教職員の待遇・勤務条件等の改善、施設・設備の充実を図る必要があります。

つきましては、教育施策・予算等について、別添の日高教『高校・中等教育学校及び特別支援学校教育予算の増額・充実に関する要望書』における事項とともに、下記事項の早期実現を強く要望いたします。

記

1. 学校における働き方改革に関しては、次の事項を踏まえたものとなるように国会等で審議されたい。

- (1) 教職員のワーク・ライフ・バランスを図るとともに、高校等教育の質向上や魅力ある勤務環境の確保に資するため、時間外勤務抑制のための実効ある措置を講じられたい。
- (2) 校内の事務業務においては、効率化・標準化したシステムを構築し、ICTを活用した業務改善を推進するとともに、十分な予算措置を行われたい。また、奨学金等の手続きにおいては、マイナンバーカードの利用により効率化を図られたい。
- (3) 教員免許更新制の発展的解消に伴う新たな研修制度においては、研修の機会拡充を図るとともに、教職員のさらなる負担とならない制度を構築されたい。
- (4) 高校等における部活動の位置づけや在り方においては、教職員の多忙が解消されるとともに、教職員を含む専門的な知識・技術を持つ人材が活躍できるものとされたい。当面は、部活動指導員の配置を拡充するとともに、指導者の地域人材の確保とその待遇等においても制度の構築を図られたい。
- (5) 学校における業務マネジメントの確立にもとづく質の高い教育実践に資するため、高校等において、副校長の必置及び複数教頭配置による『業務マネジメント充実検証事業(仮称)』を実施されたい。
- (6) 学校における業務管理・時間管理の在り方の検討のため、校種別業務実態調査を悉皆調査として実施されたい。

2. 高校等における教職員定数においては、次の事項を踏まえたものとされたい。

- (1) 「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(以下、高校標準法とする)」を抜本的に見直されたい。当面は、第22条を教育的ニーズ及び学校現場の実態に即したものとなるよう改正されたい。特に教育の質向上、情報化、地域連携などの施策に対応できるよう措置されたい。
- (2) 高校標準法において、教育の質向上に資する観点及び学校現場の勤務実態を踏まえて、増員となるよう改正されたい。
 - ① 高校標準法の算定においては、学習指導要領にもとづく「教職員標準業務項目・標準時間(仮称)」を定めて、各教職員及び各学校における必要年間業務項目・時間(仮称)を計画し、実績も含めて公表する制度を導入されたい。あわせて、「教職員標準業務項目・標準時間(仮称)」にもとづく換算人員を標準定員とされたい。
 - ② 高校標準法に教員業務支援員やICT支援員、地域連携支援員(仮称)など、教育的ニーズや学校現場の実態に見合った職種を位置づけられたい。なお、これらの職種に係る待遇を確保し、確実な配置を進められたい。
 - ③ 高校における特別支援教育を充実させる観点から、特別な支援が必要な生徒の指導と、教員の指導・育成にあたる特別支援学校籍の教員を加配または定数化されたい。
- (3) 高校等における加配教職員定数において、次の事項を新たに加えられたい。なお、地方財政措置の予算定員(地方財政計画人員)における加配定数は、他の行政職員定数と同様に増員されたい。特に地方教育費調査における実支出率の高い高校段階の実態に即した対応を図られたい。
 - ① ICT支援員を各校1人配置となるよう拡充されたい。加えて、ICT機器管理等の情報担当加配を設置されたい。
 - ② 平日及び土日における時間外での学習指導や部活動に伴う超過勤務が多い全日制高校における新たな加配事由(学習指導環境改善加配、課外教育活動充実加配等)を措置されたい。
 - ③ 全ての高校において、キャリア教育推進加配、地域連携加配を設置されたい。

3. 高校等における給与体系において、大学などの高等教育への接続及び企業をはじめとした地域社会への橋渡しを担う状況などの実態を踏まえたものとされたい。

- (1) 高い専門性に相応しい給与体系を確保されたい。特に義務段階と同じ給与表を用いている自治体に対しては、高校等の専門性に合致した給与等を確保されたい。
- (2) 高校等の教育の質向上、通級指導等による多様な生徒への対応、専門性にもとづく業務実態及び人材確保の観点から、高校等に勤務する教育職に対して義務教育等特別手当の割増支給や高校教育手当など新たな手当等を制度化されたい。
- (3) 時間外勤務に関して、当該時間内の業務においては、採点や成績処理、生徒指導などについては超過勤務手当及び休日勤務手当の支給を図られたい。さらに、教職調整額については、教員勤務実態調査(令和4年度)の結果を踏まえて、支給率を改善されたい。給特法の見直しに伴う財源は、政府の責任において措置するとともに、教育国債、教育保険料及びスポーツくじの拡充など様々な財源手段を検討されたい。
- (4) 40歳台以降、また、再任用及び定年引上げに伴う60歳超の給与においては、行政職や民間を下回るなど教育職への影響が極めて大きいことから、職務・職責に応じた

制度を確立されたい。

4. 高校教育の質向上に関しては、次の事項を実行されたい。

- (1) GIGAスクール構想においては、1人1台情報端末のソフトウェアや保守・機器更新、修理、通信に係る費用、Wi-Fi環境が整っていない家庭に対しての支援等において十分な予算措置を継続的に行われたい。また、学校の構内すべてにWi-Fi環境が整うよう予算措置を行われたい。
- (2) 新時代に対応した高等学校改革推進事業においては、普通科改革支援事業を拡大し、学際領域学科及び地域社会学科以外においても、学校魅力化、地域連携等の施策計画を配賦標準とした対象校を認定し、事業費を継続措置できるよう図られたい。
- (3) マイスター・ハイスクール(次世代地域産業人材育成刷新事業)においては、設置件数の拡大を図られたい。加えて、専門科目の単位数または比率の高い高校に対して、文科省の独自事業として、運営事業費を措置できるよう図られたい。
- (4) 地方創生の重要な役割を担う人材の育成において、地域の活性化やコミュニティーの在り方等を学ぶ生徒がより深く学べるよう、大学等との連携を図り継続して地域課題を研究できる環境を整えられたい。
- (5) 高校等における障がいのある児童生徒、不登校等の多様な課題を抱える児童生徒及び日本語指導が必要な帰国・外国人生徒等の特別な配慮が必要な児童生徒に対する支援においては、地方財政措置等によらず国が責任を持って対応できるよう、文科省の単独事業による対応が可能となる制度を構築されたい。

5. 大規模災害が頻繁に発生している状況に鑑み、地域安全や学校安全の推進の観点から、地域と学校の連携を踏まえた学校施設の防災対策や防災マニュアルの整備に要する予算を増額されたい。特に、大規模災害を想定したマニュアル作成及び見直し時に、防災の専門家の知見が地域や学校で生かせる体制づくりを図られたい。

6. 一億総活躍社会の実現とともに、仕事と子育て・介護など家庭生活との両立を図り、ワーク・ライフ・バランスを推進する観点から、各種休業・休暇制度や育児・介護支援について、早急に改善・整備を図られたい。

7. 教員の人材確保に関しては、教師の魅力向上を図るとともに、教職課程見直しにおいても、教師の養成に効果的なものとなるよう進められたい。

決 議

われわれ教職員は、国民の教育に対する期待と負託に応えるべく、教育専門職としての誇りと自覚をもってその職務に精励してきた。日高教は、その先頭に立ち、高校・中等教育学校及び特別支援学校における教育の振興と充実、教職員の生活の向上と身分の確立をめざして邁進している。

現在、教育をめぐるのは、GIGAスクール構想によるICTの活用及び新学習指導要領に示された「主体的・対話的で深い学び」により、個別最適な学びと協働的な学びの実現が求められている。特別支援教育においては、共生社会の実現に向けて、特別支援学校設置基準が制定されたことも踏まえ、教室不足の解消をはじめとした教育環境の整備を進めていかななくてはならない。これらを含む教育施策が真に教育の振興と充実に資するためには、引き続き、教育現場の第一線に立つわれわれの意見を関係当局に反映させる必要がある。

教職員の給与をめぐるのは、コロナ禍やウクライナ情勢の長期化、物価高騰などによる日本経済の悪化に伴い、今後も厳しい状況が予測される。加えて、実際の勤務実態から乖離した教職調整額、人材確保法の趣旨を反映していない義務教育等教員特別手当、実態に見合わない部活動指導手当など課題が山積している。われわれは、職務の特殊性・専門性に見合った給与水準を引き続き求めていかなければならない。

依然として学校現場の業務の困難化・多忙化は深刻な状況にある。学校におけるウェルビーイングの実現とワーク・ライフ・バランスの確立のために、ソーシャルキャピタル(社会関係資本)の視点を含めた「学校における働き方改革」が実効性あるものとなるよう継続した取り組みを重ねていく必要がある。

われわれは、高校・中等教育学校及び特別支援学校における教職員定数の改善や施設・設備の充実など、教職員が安んじて職務に専念できる身分と職場環境が整備されるよう、教育予算の拡充を求めていかなければならない。日高教は固き団結のもと、学校現場の実態や教職員の意見を反映した教育施策の実現、教職員の待遇・勤務条件の改善、社会保障制度全般の整備・充実などに向け、組織の総力を挙げて取り組んでいく。

以上、決議する。

2023年6月5日

日本高等学校教職員組合
独 自 要 請 行 動